

第 308 回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和7年 12 月 11 日(木) 10:30～12:05
2. 通知年月日 令和7年 11 月 25 日(火)
3. 公示年月日 令和7年 11 月 25 日(火)、12 月 10 日(水)
4. 開催場所 長崎市尾上町3番1号
県庁 3階 313 会議室
5. 出席者(委員)野田会長、菊地委員、二島委員、植木委員、吉本委員、
岡部委員、小林委員、鳥越委員、岡村委員、山外委員、
藤野委員、吉谷委員、柳村委員
(事務局)伊藤事務局長、荒井係長、本多係長、伊藤主任技師、
原主任技師
(長崎県)漁業振興課 村瀬企画監

6. 議 題

第1号議案 「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」

第2号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定
について(諮問)」

第3号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更
について(諮問)」

その他

① 令和7管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分
(報告)

② 令和7管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分
(報告)

7. 議 事

事務局	定刻となりましたので、ただ今より第308回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。 初めに野田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	(会長挨拶)
会 長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局

より報告願います。

事務局

本日は、本木委員、有馬委員が欠席されています。
委員15名中、13名の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から村瀬企画監が出席しておりますのでご紹介いたします。

会長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。

本日の議事録署名人は、「藤野委員」と「岡部委員」にお願いいたします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

- 第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」
 - 第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」
 - 第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)」
- その他となっております。

それでは、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の5ページをお開き願います。県から諮問文が参っておりますので読み上げます。

(諮問文(11/25付, 12/10付)朗読)

7ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から説明いたします。

漁業振興課

(資料説明)

- 方針本文に記載の「第1 資源管理に関する基本的な事項」の「漁業の状況」の統計値の更新(平成30年時点→令和5年時点)
 - 「別紙1-6するめいか」の管理方法等の記載の変更
- 令和7年10月31日に発出された「小型するめいか釣り漁業」(総トン数5t以上30t未満船)への採捕停止命令に係る対応として、県は関係者と協議のうえ、本県するめいかの資源管理を「現行水準」から「数量明示」へ変更を行ったうえで「北海道方式」を実施する旨、水産庁に報告。本対応により、「するめいか」の本県への管理数量が数量明示に移行することに伴う別紙の記載内容を変更

○令和8管理年度の「小型するめいか釣り漁業」の管理として、下記を条件に実施

- ① 運用当初は生餌の採捕に限定
- ② 1隻あたりの採捕数量の上限を設定
- ③ 漁獲尾数の毎日報告

関係漁業間の数量の切り分けや「小型するめいか釣り漁業」の管理条件は、今後の県内の漁獲状況等を踏まえ、関係漁業者と意見交換しつつ、見直しを実施。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

資源管理方針の変更ということで説明をもらいましたが、まず最初の漁業の状況の更新、これは統計をそのまま持ってきている。これが平成30年から令和5年の5年間経過して、漁業者数が12,000人から9,200人に減っている。これは私たちだけではなく全国の漁業界が抱えている就業者の減少というそのままの状態、ただこれに対して生産量が10,000トンの増、生産額が800億円から1,200億円に増えている。就業者数が減って、それに比例して生産量生産額が減っているなら、ただ統計の数字を載せたでいいけれど、この違いが出てる部分は何なのか、県としてしっかりデータ分析して、そこを深くまではいらないんですが、少し踏み込んだ説明をもらいたいのが1点。2点目はするめいかの記載内容の変更ですけど、これは小型するめいか釣りの全国的な問題となつてますのでみなさんやりたがって、今回国から500トンの追加配分があって、そのうちの半分を利用して北海道方式の取組を長崎としても考えてると関係者に説明したところ賛同を得たので方針を変えますということの説明してもらいました。ただ小型いかつりの漁船の方についてはいろいろ細分化して、こういう取組をしますってやってるんだけど、あと残りの400トンの方ですね、250プラス残量で400トンの定置、5t未満の釣の方が、書いてるのは12ページ一番下の※の部分で、数量の切り分け等については今後の状況次第でまた関係者としっかり話していきますと書いてあります。数量配分になったんで、現行水準だったらオリンピック方式でも良いと思うんですけど、やはり数量明示での配分になったということは、感覚を変えてもらわなければならない。関係漁業者と話をする時には。全体で1,000トンの枠のうち250トンを小型いかつりに使うので、残りの750トン、長崎県として数量配分して管理するのはあるんですが、そこはクロマグロではものすごく限られた数量しかないために当初から海区ごとに実績に基づいてのするめいか配分するといった事例があるが、今回のするめいかではそこまではせずにスタートしますというのか、当初から海域ごとに配分することも検討の中にあるのか、12ページの※印の一文だけでは分からないと感じました。

漁業振興課

岡部委員からご指摘がありました、統計上の数字の部分ですが、まず漁獲量は31万トンから32万トンの1万トンの増となっていますが、これは四捨五入の問題で、実際は2千トン程度の増で、これに対して、生産額が約8百億円から1,230億円と、生産量がそんなに増えていないのに、400億円以上増えている状況で、これは何でだろうと見てみますと、一番は魚種の単価が上昇していること。くろまぐろで見ますと平成30年の平均単価が1,730円/kg、これが令和5年で見ますとが約2,500円/kgと1.4倍、いわし類でうるめいわしだと70円/kgが102円/kgになって、量も獲れていて生産額で3倍ぐらいになってい状況があります。他の魚種でも単価の増が見られています。養殖関係でもぶりとかくろまぐろで単価が3割から5割増などの単価の増が見られています。また宝飾品の扱いになる真珠は景気に左右される部分が大いようですが、令和5年で3倍の生産額の状況がございます。このようなことから生産量はそんなに増えていない状況であっても生産額が増えたということであろうと推察しているところです。

」

2点目に岡部委員からご指摘があったするめいかの管理についてですが、まず、定置網や5t未満の小型いか釣りの皆さんと意見交換をする中で、イカは南下して対馬、県北とか順番に回遊してくるので、先取りをしないようにとお願いをしてきました。近年あまり資源状況が良くなかったこともあって、本来の盛漁期である1月から3月にかけてがあまりない、ここ2年間無いという状況でした。資源がもどってきたら、特に定置網はすぐに積み上がってしまう漁種ですので漁獲報告体制についてもしっかり整備しないといけないという意見もありました。そういった中で、現時点では小型するめいか釣り漁船の管理方法については、途中段階ではありますが案をお示しているところです。定置網や5t未満のイカ釣りにつきましても現在検討しているところです。確実にイカが獲れだした1月の下旬ごろには関係者と意見交換をして、どういった管理をするかということを見直しをする予定ですが、取組を始める1月の当初については、正直なところまだ決めきれていないという状況です。慎重に関係者の皆さんと意見交換しながら管理方法を決めていきたいと考えております。

岡部委員

データ分析の部分については、就業者数が減っているのにこの数字については少し違和感があったので質問をしたところ。令和5年ぐらいからうるめいわしが上向いたので、そこらが影響しているのかなと感じていました。さきほどの生産額の増の分析のような説明については、当初の説明の中でしていただくように今後もお願いします。

するめいかの管理については、資源が回復した時に定置網の積み上がりかどのように動くか分からない。500トンの追加配分があってからまだ日数が経っていないので、今ここで答えは出ないと思うが、5t未満の小型の釣船の心配はしなくて良いが、定置網には入る時には10トン、2

0トンと入る可能性もあるので、どういう方法があるというのを定置業界とは早め早めに取り組んでもらって、数量明示の管理になったということのみんなが関心を持って取り組んでいけるようお願いをして終わります。

柳村委員

9ページの資料、水産政策審議会の資料の一番下、TAC数量が当初19,200トンが11/25時点で27,600トンとなっていますが、これがどういう経緯でこうなったのか、分かる範囲で教えて下さい。

漁業振興課

当初TAC19,200トンは国の研究機関である水産研究・教育機構の資源評価に基づいて設定されています。当初の数字の横に追加として6,600トンとありますが、これは実際4月からするめいか漁が始まったところ例年になく漁獲があったということで、資源評価を見直した結果6,600トンの追加を行ったということ、さらに11/5の水政審で1,800トン追加されていますが、今漁期から得られた漁獲データから、対象漁船のCPUE、1日1隻当たりの漁獲量等を考慮してさらに1,800トンを追加することが妥当と判断されて行われたもので、最終的には11/25時点で27,600トンとなっております。期中改定が2回行われたということとなります。

柳村委員

他の魚種ではなかなか期中改定はしないと思うんですが、するめいかに関してはやったということですね。水研機構は例えば、勝本の組合長がよく言われるが、水温とか海流とかに影響されて北朝鮮など大陸側に偏っているのでは本沿岸まで降りてこないとかの話のように、資源量だけではなくて来遊量の差とかの評価は行わないのでしょうか。

漁業振興課

柳村委員がおっしゃるように他の資源では期中改定は行わないというのが水産庁の基本的なスタンスです。するめいかについてはこの令和7管理年度の漁期が始まる前に、関係者を集めたステークホルダー会議を行い、漁期が始まってから想定以上の来遊があった場合は資源評価を見直すという取り決めを事前にしていたということで、今回期中改定がなされたという経緯があります。国もいろんなデータは取ろうとしていて、中国とか韓国など外国漁船の漁獲量データも収集するようにしているとは聞いています。するめいか資源の評価部分について把握できていない部分がありましたので、確認のうえ改めてご報告させていただきます。

会 長

よろしいでしょうか。

漁業振興課

少し補足させていただきます。外国船による漁獲量のデータについては、するめいかについては冬季発生群と秋季発生群というのがあります。長崎県が主に活用している資源は冬季発生群だと言われていま

す。この群れを評価しているんですが、この冬季発生群の漁獲量は日本、韓国、ロシア、中国の合計で14,800トンとなっています。このうち過去の実績からおおよそ6割が日本で獲られているということで、そこからTAC管理されてるということになります。

会 長 柳村委員よろしいでしょうか。

柳村委員 もう1点。資料11ページの下段、その他漁業の漁業種類の内訳は、定置網と5トン未満の漁船のほかには何があるんですか。

漁業振興課 説明が不足しており申し訳ありません。このその他漁業というのは代表的なものは定置網と5t未満いかつり船で、そのほかは5t以上いかつり船以外は全て含まれることとなります。代表的なところで言うと中型まき網になるかと思います。

吉本委員 この問題は3日前に海区組合長会会長会で議論が行われている中で私も参加していたが、北海道方式を導入することについては、概ね導入することを前提に話し合いが進められた。ただ柳村委員が言われたように、そもそも北海道方式の導入云々の前に、枠が足りないとかあまりにも不条理ではないかと言われたのが壱岐の意見。だからこういうことになっているんだとの。この方式は令和8年の3月までとのことだが、そのあとどうなるのか検討されると思うが、このようなことが起こっているのだから、県としてしっかり声を聴きながら取り組んでほしい。県南海区はゼロではないが、イカ釣りのウエートは離島に比べて少ないのであまり口を挟まないと思って聞いていた。会議の中で皆さんが了承されたものであるため良しと考えるが、県に対しては、もっと国に対して強い働きかけをおこなうべきと思います。

会 長 今回の吉本委員の意見に対してよく検討して対応していただきたいと思っています。そのほかにも何かありますか。。

各委員 (意見等なし)

会 長 他にご意見もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」の採決を行います。まず11月25日付けで諮問のありました、本文の時点修正については、原案どおり変更して差し支えない旨答申してよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会 長	次に12月10日付けで諮問のありました「別紙1-6するめいか」の記載内容の変更については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会 長	ご異議もないようですので、第1号議案については、そのように決定しました。 続きまして、第2号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、お手元の71ページをお開きください。県から諮問文が参っておりますので読み上げます。 (諮問文朗読) 73ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から説明をお願いします。
漁業振興課	(資料説明) ○長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定 ・まあじ:26,800トン(うち中型まき網漁業22,600トン) ・まいわし対馬暖流系群 33,400トン(うち中型まき網漁業30,540トン) ・さんま:現行水準 ・かたくちいわし対馬暖流系群:15,000トンの内数 ・うるめいわし対馬暖流系群:58,000トンの内数 ・まだい日本海西部・東シナ海系群:6,730トンの内数
会 長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。 ご意見等ございませんか。
岡部委員	1年前、令和7管理年度の時も、かたくちいわしからまだいまでが第1ステップに入るということで今と同じ説明を受けた。ステップアップ方式というのは、漁業現場の混乱を少しでも和らげるために、ある程度管理することに慣れて行ってもらうための措置。研究機関が報告したことが漁業現場と誤差が無いとか、その辺のやりとりを行う期間だと思えます。だから第1ステップ、第2ステップは内数で行くんですが、内数は全国の数字の内数なので、やはり勘違いしてしまって、トータルの全国の数字がイメージされてしまいやすい。だからすべての魚種についての長崎県に対する配分比率、仮の配分比率になるが、それがあると思う。

これは制限がかかりませんという内数、系群として全国の数字はこれだけあるが、過去の実績からして長崎県は大体これだけになる、配分に対して長崎県の漁獲実績からするとその数字が何割ぐらいになるというような数字を出してもらいながらやっていかないと、せっかくステップを踏んでいるのに慣れていかないと、内数というのは国は一気にやってしまうとかなり混乱するので、やんわりステップを踏んで、第3ステップで初めて本格的に管理する説明しているのだから、漁業を営んでいるものが慣れていかなければならない。だから令和7管理年度もまだ終わっていないが、今の段階でこれくらい来てますというのは実証しながら、やっていく飛鳥がある。研究機関ともしっかりしたやり取りができるようにならないと。だからステップ1だから内数ですだけでは、意味がない。というところを県としてしっかり考えてほしい。

漁業振興課

ご指摘ありがとうございます。岡部委員がおっしゃるように各県には公式な数字とはなりません参考値として目安数量が提示されています。ちなみにかたくちいわしで言いますと、令和8管理年度は15,000トンのうち長崎県はシェアが62%とということで9,315トン、うるめいわしは58,000トンのうち35%の20,694トン、まだいは国全体が6,730トンに対して30.27%の2,037トンの目安数量になっています。この数字が妥当かどうかとうところですが、かたくちいわしは令和6年の数字なっていますが本県は4,800トンの水揚げがあげています。2年前の数字にはなりますが9,315トンのメス数量に対しては枠としては余裕があるところかなと考えます。うるめいわしについては令和6年の本県水揚げが約26,000トンで目安数量の20,694トンに比べると枠としては足りないということになると考えております。実際令和6管理年度はまだステップ1だったから良かったのですが、本件は上半期のうちに目安数量を超えてしまったという状況です。かたくちいわしとうるめいわしは本県が数量明示県や大臣管理枠と協力していくワーキンググループを立ち上げておりますが、このTACについてはどうだったかとか、管理の手法はどうすべきかということを検討しております。うるめいわしについては系群全体としても令和6管理年度は超過をした状態でしたので、その状況については国に提言をしているところです。まだいについては、今年度からステップ1管理ということで、先ほどと同様にワーキンググループによる検討を進めていくこととしております。漁獲状況は今年まだ集計を始めたばかりですのでまだ集計できていない状況ですが、10月末までで1千トン程度となっています。まだいにつきましても、数量明示県と連携した事務局を持っておりまして、管理の課題につきましてこれから区に対して提言をしていきたいと考えております。

会長

ほかに何かご意見ございませんか。

柳村委員 78ページに令和7管理年度漁期の漁獲量が出てて、いわしやさばが相当獲れてるのが分かるが、まいわしのTAC配分はどうなっているのか、令和7管理年度の今の配分がどうなっているのか追加配分も含めて教えてください。

漁業振興課 まいわしにつきましては、管理年度途中で2回追加配分がありました。国から追加配分を受けたのと他県から融通を受けたものです。1月時点のTACは24,100トンだったのに対して11月時点では70,000トンになっています。

会長 よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。

各委員 (特になし)

会長 他にご意見もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、第2号議案については、そのように決定しました。

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、お手元の91ページをお開きください。県から諮問文が参っておりますので読み上げます。

(諮問文朗読)

92ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から説明をお願いします。

漁業振興課 (資料説明)

- 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更
 - ・するめいかのTACを現行水準(目安数量550トン)から数量明示1053トンに変更。
 - ・知事管理漁獲可能量の公表が、告示以外の方法(県HPや関係者への通知など)で可能となった。

会 長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。 何かご意見、ご質問等ありませんか。
各委員	(意見等なし)
会 長	ご意見もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
会 長	ご異議もないようですので、第3号議案については、そのように決定しました。 次にその他の件とします。 その他の①令和7管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)、②令和7管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)について事務局から説明をお願いします。
事務局	97ページから103ページまでがその他①の資料、107ページから112ページまでがその他②の資料となっております。担当者から説明をいたします。
漁業振興課	(資料説明) ① 令和7管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分 ・国留保から3,600トンの追加配分を受け、24,800トンに変更。 ・うち中型まき網漁業は21,200トンに変更。 ② 令和7管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分 ・国留保から4,300トンの追加配分を受け、41,200トンに変更。 ・うち中型まき網漁業は38,000トンに変更。
会 長	ただ今の説明に対して、ご質問等はございませんか。
各委員	(特になし)
会 長	このほか、委員の皆様から何かありませんか。
全委員	(特になし)
会 長	事務局から何かありませんか。

事務局

資料は準備しておりませんが、熊本県の天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議については、例年1～2月の月夜間の時期に開催しており、熊本側と調整の結果、今年度は本県側が熊本県に出向き、1月30日に開催されることとなりました。野田会長はじめ植木委員、小林委員、漁業者代表として参加いただく岡部委員におかれては移動行程等詳細について、改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、次回の当委員会は2月下旬から3月上旬を予定しております。以上でございます。

会長

それでは、これをもちまして、第308回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

<閉会 12:05>